

広島地方最低賃金審議会
 第3回 広島県建設用・建築用金属製品、
 その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和5年10月25日(水) 9時44分～11時05分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 40 円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 30 円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額 969 円を 33 円引き上げて 1,002 円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。</p> <p>11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第551回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月1日(水) 10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 (異議申出があった場合)</p> <p>第552回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月17日(金) 10時～</p>			